

佐久広域連合

# 広域計画

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

佐久広域連合

— Saku Wide Area Union —

# 広域計画 目次

## ■広域計画の策定にあたり

1	はじめに	1
2	沿革	1
3	地域の概要	1
4	地域の将来像	2

## ■広域計画の項目

1	佐久地域の広域行政の推進に関する事	4
2	佐久地域の振興整備に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	6
3	火葬場施設の設置及び管理に関する事	7
4	消防施設の設置及び管理に関する事	9
5	視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事	11
6	特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関する事	12
7	生活保護法による救護施設の設置及び管理に関する事	14
8	病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事	17
9	介護認定審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	18
10	障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	20
11	成年後見支援センターの設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	22
12	障害者相談支援センターの設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	24
13	関係市町村職員の人材育成に関する事	26
14	広域的な観光振興に関する事	28
15	広域的な課題の調査研究に関する事	30
16	広域計画の期間及び改定に関する事	32

■資料編	33
------	----

# 広域計画の策定にあたり

## 1 はじめに

佐久地域は、恵まれた自然環境や歴史・文化などの特色を生かしながら、古くから市町村の枠を越えて人々がつながりを持ち、連携と協調の基に発展してきました。

佐久地域を取り巻く社会情勢は、高速交通網の整備や高度情報化の急速な進展、人口の減少と少子高齢社会の進行、自然環境の保全や自然災害対策などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化などに伴う行政の役割の増大など、多くの行政課題に直面しています。

これらの課題に対応するため、地方自治体では各種施策を実施する一方で、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は一定の成果を得、第2期となる令和2年度からは、地方創生に一層積極的に取り組んでいくとしており、広域的施策の役割は、これまで以上に大きくなっています。

このような状況のもと、佐久広域連合では、地方創生の流れや関係市町村と連携を図り、佐久地域それぞれの特徴を生かした振興・発展のため、広域行政を推進します。

## 2 沿革

昭和44年に当時の佐久地域16市町村は、国の広域市町村圏振興整備措置要綱に基づき、「佐久地域広域市町村圏」として県知事の指定を受けて「佐久地域広域市町村圏協議会」を設立し、圏域の均衡ある発展を目標に掲げ、佐久地域広域行政圏計画を策定しました。

昭和45年9月には佐久地域広域市町村圏協議会を引き継ぎ、佐久地域広域行政事務組合を設立し、広域行政の推進を図ってきました。

このような中、高齢化社会の到来と情報化社会の進展などを背景とした高度な行政サービスへの対応と、広域的行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応することや、権限委譲の受け皿としての機能を果たすため、平成6年に地方自治法改正により広域連合制度が設けられ、広域連合制度への移行を検討するため、平成9年に「佐久広域行政推進研究会」を設置しました。

そして、広域連合設置に関する基本事項をまとめ、関係市町村議会の議決を経て、平成12年4月1日に「佐久広域連合」が発足し、現在、佐久広域連合では、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町を関係市町村として16の事務を共同処理しています。

## 3 地域の概要

佐久地域は、長野県の東に位置し、国内屈指の国際観光避暑地「軽井沢」をはじめ、野辺山高原・白樺高原など国内有数の高原観光地や、浅間山・八ヶ岳山麓などの名山が連なるなど、上信越高原国立公園・妙義荒船佐久高原国定公園・秩父多摩甲斐国立公園・八ヶ岳中信高原国定公園が四方を囲み、地域の中央を千曲川が流れる自然環境豊かな高原エリアです。

地域内では、これらの高原特有の気象条件や千曲川流域の豊かな水資源から、米作・花卉・

高原野菜・畜産などの農産業をはじめ、電機・機械・精密工業が盛んに行われ、固有の風土を生み出しています。

また、上信越自動車道や北陸新幹線といった高速交通網の開通により、「東京に一番近い信州」として首都圏等との交流が盛んで、近年では首都圏への通勤可能エリアとして移住者が増加しており、都市化や新たな商業圏の形成も進んでいます。平成30年4月に八千穂高原インターチェンジまで延線開通した中部横断自動車道は、現在、全線開通に向けて佐久穂町以南の基本計画が進められており、全高速交通網結節点となる佐久地域は、産業や交流の拠点として地域全体の発展が期待されています。

## 4 地域の将来像

佐久地域は、上信越自動車道、北陸新幹線、さらには中部横断自動車道の整備により、首都圏・日本海圏・太平洋圏を結ぶ交通の結節点として、アクセスが飛躍的に向上したことから、企業立地や観光などの分野で、発展の期待が高まっています。

その一方で、それぞれの交通軸上に位置する都市圏間の競争が激化しているとともに、急激な人口減少による地域経済の縮小と地域活力の低下が様々な分野に影響することが懸念されています。

このような状況の中、先人から受け継いだ自然環境や文化を大切に育み、佐久地域のもつ「強み」を生かしながら、次世代を担う若者達が定着し、多様な人が交流できる持続可能な共生社会の形成が求められています。

### 将来像

## 美しいふるさと いきいき ふれあい文化圏

### 地域づくりの3つの視点

- ① 緑豊かな美しい自然環境や文化薫る地域づくり
- ② 誇りと生きがいを持っていきいきと暮らすことができる地域づくり
- ③ 「ふれあい」と「交流」による活力ある地域づくり

### 将来像の実現に向けた地域づくりの推進目標

- ① 美しい緑と水の豊かな自然を生かした地域づくり

佐久地域の美しい自然環境と人との共生と調和を基本として、循環型社会システムの形成や、再生可能エネルギーの普及促進などにより、次代に継承する持続可能な社会を目指します。

- ② こちよい安全な環境と住みよい地域づくり

豊かな自然や歴史、文化が調和したまちづくりを基本として、自然との調和に配慮した美しい環境整備を進めるとともに、災害に強い安全な地域づくりを目指します。

### ③すこやかでいきいきと暮らせる地域づくり

保健・医療・福祉が連携して、地域の支え合い、助け合いによる福祉の充実を図り、共に安心して心豊かに暮らすことができる地域づくりを目指します。

### ④ともに学びあい人と文化を育む地域づくり

誰もが生涯を通じて学び続けることで自らを高め、生きがいをもって暮らし、地域の自然環境や歴史文化、福祉を学ぶ中で、一人ひとりが地域社会で活躍する地域文化の創造を目指します。

### ⑤たくましい創造的な産業と魅力ある地域づくり

地域の特色ある産業の育成を図るとともに、災害の少ない地域特性を生かした新たな産業の創出や先端技術産業をはじめとする企業立地を進めるなど、創造性と活力に満ちた産業の振興を目指します。

### ⑥多様な主体が協働し創造していく地域づくり

若者から高齢者まで一人ひとりが能力を發揮し、住民の多様化・複雑化するニーズに対して、多様な主体の協働による参加型社会の創造を目指します。

### ⑦誰一人取り残さない持続可能な地域づくり

世界基準である SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、広域計画に基づく取り組みに SDGs を意識した施策を展開し、誰一人取り残さない持続可能な地域づくりを目指します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※ SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2015年9月に国連で採択された17ゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」であり、世界基準として、「誰一人取り残さない持続可能な社会づくり」の達成を目指すものです。

# 1 佐久地域の広域行政の推進に関すること



## 経緯

昭和44年9月に「佐久地域広域市町村圏」として設定され、圏域の計画的、一体的な振興を目的として昭和46年度に佐久地域広域市町村圏計画を策定し、広域行政の推進により佐久地域の振興を図ってきました。

このような中、国は新たな広域連携の方法として、「定住自立圏構想」の推進を掲げ、今後は地域の実情に応じて関係市町村との協議により取り組むこととして、これまでの広域行政圏施策は平成21年3月をもって廃止しました。

このことから、佐久地域では関係市町村で協議した結果、佐久地域行政圏計画については、今後策定はしないこととなりましたが、引き続き広域行政及び圏域の枠組みを維持しながら、「佐久地域の振興整備のための事業」として、圏域の総合的かつ一体的な振興整備を図るための事業を推進することとなりました。

平成24年1月には、佐久市を中心市として周辺11市町村間で佐久地域定住自立圏形成協定が締結され、同年2月に定住自立圏共生ビジョンを策定し、周辺市町村と連携・協力しながら圏域に必要な生活機能の確保と圏域全体の活性化を図るための取り組みが始まりました。

## 現況と課題

少子高齢化・人口減少の進行に伴う社会構造の変化と経済・産業活動の縮小をはじめ、近年は自然災害等による広域的な災害が発生しています。こうした状況にあっても、地域経済の活力を高め、将来にわたって安心して暮らせる地域づくりが必要です。

このことから、関係市町村においては、地域特性を生かしながら、特色ある地域づくりを進めています。地域住民の生活領域が市町村の枠を越えて広がり、広域的な行政需要が拡大していることから、地域内融和と一体感の醸成につながる広域的視点に立った取り組みが重要となってきています。

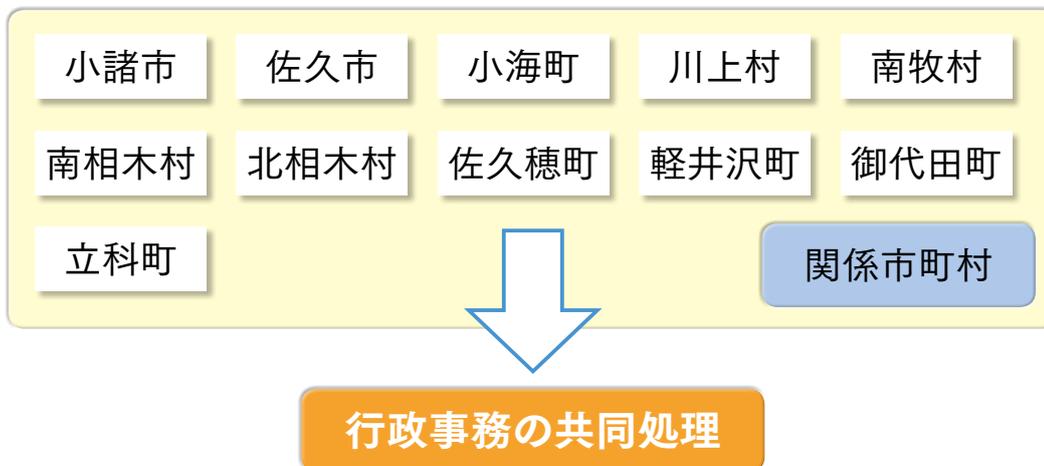
広域行政の推進に向けて、広域連合や佐久地域定住自立圏が役割分担と調和を図りながら、それぞれの特徴を生かした広域的な取り組みを行うことにより、活力ある地域を維持する必要があります。

## 施策の展開

- 1 関係市町村と連携・融和を深めながら、効率的な広域行政を推進し、佐久地域の一体的な発展を目指します。
- 2 関係市町村と広域的な地域課題を共有し、広域的な課題に関する連絡調整を行います。
- 3 広域的な災害等による、関係市町村間における人的・物的相互支援の連絡調整を行います。

## 広域連合と定住自立圏

### 佐久広域連合

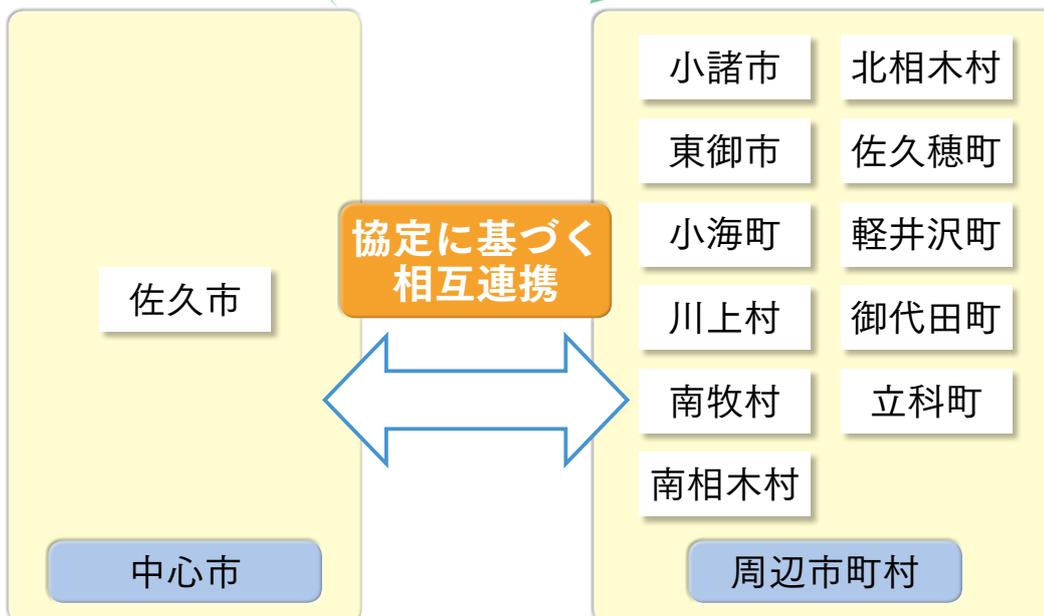


### 広域計画

関係市町村やその住民に対して、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示し、広域連合や関係市町村が役割分担を明確にし、事務処理を行っていくための指針。

### 連携 役割分担

### 佐久地域定住自立圏



### 定住自立圏 共生ビジョン

定住自立圏により目指すべき地域の将来像や、各市町村と締結した「定住自立圏形成協定」に基づいて実施される具体的な事項等を明らかにし、佐久地域定住自立圏の全体像を示したものの。

## 2 佐久地域の振興整備に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



### 経緯

佐久地域広域行政圏計画策定から、圏域の目標とする将来圏域像に向け関係市町村では、それぞれの市町村が個性・特性を發揮しながら地域づくり・まちづくりを行ってきました。

この間、全国的には市町村合併に伴い、広域行政圏内の市町村数が減少している圏域もあり、主たる目的とされた行政機能の分担が役割を終えつつあるため、広域行政圏計画策定要綱は廃止となり、今後の広域連携については、地域の実情に応じ、関係市町村の自主的な協議によることとされました。このような状況の中、佐久広域連合においては佐久広域行政圏計画を廃止することとしました。

### 現況と課題

佐久地域の実情を踏まえた広域連携及び関係市町村のより一層の行財政運営の効率化と、圏域の一体的な発展を図るための対応が必要となっています。

少子高齢化社会、人口減少社会にあっても、必要な行政サービスを提供するため、地域連携や効率的な行政体制の構築によって活力ある地域を維持することが必要です。

少子高齢化の進行に伴う社会構造の変化にあっても、保健・医療・福祉の充実といった、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための社会生活基盤の一体的な整備などを進めていく必要があります。

### 今後の方針

人口減少下でも必要な行政サービスを提供できる地域構造を構築しながら、地域の自主性と創意工夫を最大限に生かし、広域連合及び関係市町村とが適切に機能分担・連携を図りつつ、魅力的で特色ある地域づくり、産業の形成、定住環境の整備、コミュニティ活動の充実、保健・医療・福祉の環境整備、効率的な行財政運営の確立等、一体的な推進を図る必要があります。また、社会経済情勢等に十分留意しながら新たな施策を取り入れ、広域的連携による地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりのための事業を推進します。

### 施策の展開

- 1 広域連合は関係市町村と一体となって佐久地域の発展を目指した施策を積極的に行い、魅力ある地域づくりを推進します。
- 2 関係市町村は相互に役割分担を行い、地域が持つ特色を生かしながら、活力ある地域づくりを推進します。
- 3 関係市町村及び関係団体と連携し、中部横断自動車道の早期全線開通に向けて取り組みます。

## 3 火葬場施設の設置及び管理に関すること



### 経緯

佐久広域連合が運営してきた「高峯苑」「豊里苑」は、それぞれ昭和46年・昭和52年に供用が開始され、施設の老朽化や将来的な火葬需要を見込む中、新火葬場の整備に伴い平成28年3月に両施設は廃止となりました。

新火葬場整備については、佐久市が事業主体として建設する火葬場に、佐久市を除く圏域内の10市町村の火葬需要にも対応できる施設整備をすることの合意がされたことから、建設にあたり必要とする火葬炉数に相当する建設費を10市町村が負担し「佐久平斎場」として整備することになりました。管理運営については、地方自治法に基づく事務委託により佐久広域連合が行っています。

### 現況と課題

佐久広域連合では「佐久平斎場」を、常に良好な状態にあるよう管理し、効率的に運営するように努めています。火葬場の安定的な運営と施設の長寿命化を図るため、計画的な施設改修を行う必要があります。また、新型コロナウイルスをはじめとした感染症で亡くなられた方の火葬に対応できる施設体制を整え、適切な運営を行っています。

#### 火葬場の概況

佐久平斎場	所在地	佐久市長土呂875番地1	
	施設竣工	平成28年3月18日	
	供用開始	平成28年4月1日	
	施設概要	敷地面積	15,024.19㎡
		延床面積	3,886.22㎡
	火葬炉	8基（人体炉7基、ペット炉1基）	

#### 火葬場の使用状況

(件)

年度	一般火葬	ペット火葬	霊安室 多目的室	計
平成27年度	2,531	—	—	—
平成28年度	2,605	217	32	2,854
平成29年度	2,600	252	34	2,886
平成30年度	2,652	255	37	2,944
令和元年度	2,623	249	17	2,889

## 今後の方針

安定的な運営ができるよう、定期的な維持管理に努めます。また、利用者の利便性に配慮し、人生終焉の場にふさわしい管理運営を行います。

## 施策の展開

- 1 地域の葬送慣習により、厳粛に行われるに相応しい環境を保つため、適切な管理運営を行います。
- 2 斎場周辺の環境整備、ダイオキシン対策など環境保全に努めます。
- 3 施設が安定的に稼働できるよう計画的に点検し、適正な維持管理に努めます。

## 4 消防施設の設置及び管理に関すること



### 経緯

国の重要施策に基づく広域市町村圏整備計画に沿い、消防体制の充実・強化を図るため、昭和46年10月に1消防本部と既設の4消防署（小諸・佐久・佐久北・軽井沢）に新設の2消防署（北部・川西）を加えた6消防署で佐久広域消防体制が発足し市町村消防の業務が始まりました。平成12年4月には、旧佐久地域広域行政事務組合から佐久広域連合に組織変更をする中で、現在の1本部、7消防署、1分遣所の消防の広域体制が確立されました。

こうしたことから、佐久広域連合消防本部では、平成28年5月までの消防救急無線デジタル化への移行に関連して、通信指令体制一元化の検討がされ、平成22年11月に定めた「消防力の整備計画について」を受け、平成27年4月、消防本部に高機能消防指令センターを一体的に整備し、佐久地域における通信指令体制を一元化すると同時に、広域的観点から合理的かつ効果的な消防設備の配備と消防署人員体制を見直しました。

平成30年4月には新たに指揮隊を組織し、災害現場における活動方針の明確化、隊員の安全管理、部隊統制を強化し、被害を最小限にする体制整備を図りました。

### 現況と課題

#### ●消防体制

佐久地域では少子高齢化の進行と人口減少が見込まれ、人的・財政的な資源に限られる中、異常気象による風水害等による災害の複雑多様化と、大規模な自然災害に適切に対応するため、地域特性に合わせた消防施設等の整備及び組織体制を随時見直す必要があります。また、関係団体との連携強化により、自助・共助・公助を適切に組み合わせた消防体制の構築が求められています。

消防庁舎の建設費等は、管轄する所在市町村が財源を負担しており、将来的な財政負担や改築時期の集中が予想されることから、庁舎の長寿命化や財政負担のあり方について検討する必要があります。

#### ●予防体制

佐久地域は国内有数の観光地を複数有しており、首都圏から近い地理的優位性から、今後見込まれる事業所等の進出に備えた防火安全対策を推進していく必要があります。また、住宅用火災警報器や消火器設置の推進をはじめとした火災予防啓発活動を強化し、地域住民の防火意識の高揚を図るとともに、職員の火災予防に関する専門知識と技術の習得に向けた人材育成を進めていく必要があります。

#### ●警防体制

少子高齢化の進行や異常気象等により救急・救助の需要は増加が予想され、職員にはより高度な救急救命措置と救助技術が求められています。加速する職員の若年化に対して訓練や実践

により知識と技術の伝承を積み重ね、警防体制の充実を推進していくとともに、医療機関との連携を一層強化し円滑な救急搬送・受け入れ体制の構築を図る必要があります。

### ●通信指令体制

通信指令の一元化が図られ情報収集体制の強化、災害発生時における初動体制の強化、効果的な部隊運用が可能となった反面、システムの安定的な運用には高額な維持費が必要となることから、将来的に長野県内統合型指令センターの整備が求められています。

消防施設配置表

(令和2年4月1日現在)

	各種車両														
	指揮車	はしご車	化学車	ポンプ車	水ポンプ車	水ポンプ車	救助ポンプ車	救助ポンプ車	工林野作車	救高急規車	指令車	広報車	積資載機車	その他	小計
消防本部	1	1									1		1	2	6
小諸消防署				2				1		2	1	1	1	1	9
佐久消防署			1	1		1		1		3	1	2			10
軽井沢消防署				1	1	1				2	1	1		1	8
北部消防署				1			1			2	1	1		1	7
川西消防署				1	1	1				2	1	1		1	8
南部消防署				1	1	1			1	3	1	1		1	10
御代田消防署				1	1					2	1	1			6
計	1	1	1	8	4	4	1	2	1	16	8	8	2	7	64

## 今後の方針

災害等の大規模化、消防業務の高度・複雑化、関係法令等の改正、多様化する住民ニーズなど、多岐にわたる課題への迅速な対応を推進します。

社会情勢の変化や動向を把握し、関係市町村や消防団、医療機関等との連携強化により、地域住民の生命・身体・財産を守るため消防力の強化を総合的に図ります。

## 施策の展開

- 1 人口動態や消防需要に適切に対応するため、消防車両及び消防装備等は計画的に更新整備を行うとともに、人員配置等を随時見直し総合的な消防力の維持向上を図ります。
- 2 消防における女性活躍を推進していくため、女性消防吏員の人材確保及び環境整備について推進します。
- 3 国・県・関係市町村をはじめとする関係団体との相互応援体制の維持強化を進めます。
- 4 防火・救急に関する意識啓発を図るため住民や事業所等に対する広報啓発の充実と、救急救命講習、消防訓練等の講習を推進します。
- 5 職員の高度な専門的知識や技術の習得に向け、予防技術資格者や救急救命士など各分野の専門職員の養成を計画的に行います。
- 6 消防庁舎の長寿命化や財政負担のあり方について関係市町村と検討します。
- 7 長野県内統合型指令センター整備に向けて関係団体へ働きかけます。

## 5 視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関すること



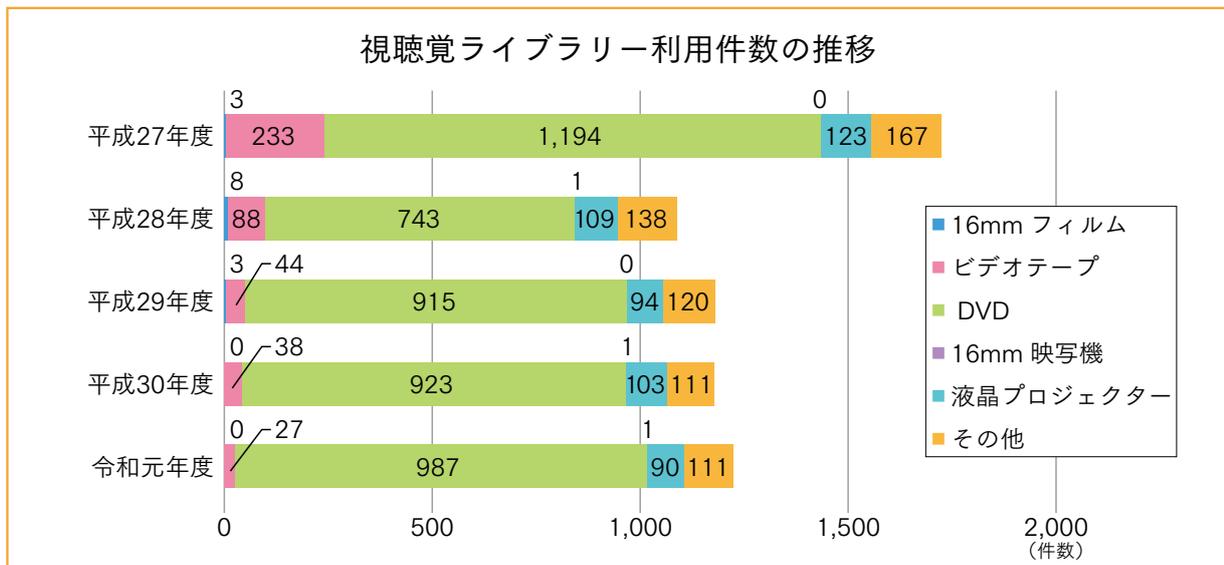
### 経緯

視聴覚ライブラリーは、圏域住民の生涯学習教育の一環として圏域の公民館活動や小中学校の学習教材として、映画フィルム等の教育視聴覚機材の貸出しを目的に、昭和46年に設立され、今日に至っています。

### 現況と課題

視聴覚ライブラリーは、学校教育・社会教育の振興を図るため、機関・団体に対して、教材・機材の貸し出し業務を行っています。

教材・機材の貸出しが横這いの傾向にある中、小中学校・公民館等と連携し、利用者ニーズに沿った教材を選定するとともにICT（情報通信技術）の活用など時代に合った形での教材の提供方法を検討していく必要があります。



### 今後の方針

視聴覚ライブラリーの機能を充実させるため、時代に合った教材の選定、制作及び利用促進を図るとともに、多様化するニーズや情報化社会に対応した視聴覚ライブラリーの運営方法を検討します。

### 施策の展開

- 1 視聴覚資機材の有効活用を図るとともに、適正な管理を行います。
- 2 専門部会を通して時代に合わせた教材等の選定・制作・活用を検討します。
- 3 視聴覚ライブラリーの運営方法、あり方等について検討します。

## 6 特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関すること



### 経緯

佐久地域広域行政事務組合発足から、組合の根幹事業として圏域全体の高齢者介護需要に対応するため、これまでに6施設を建設整備しました。

平成12年度の介護保険制度導入や社会福祉を取り巻く環境の変化から、社会福祉法人等が施設運営の中心的役割を担うようになり、自治体の果たす役割は直接的施設運営から地域で担えない分野へ特化していくことが必要となってきました。

こうした状況から平成22年3月、佐久広域連合が運営する社会福祉施設のあり方に関する提言を受けて定めた方針により、今後の運営主体は、福祉サービスの主たる担い手とされる社会福祉法人による運営が望ましいとされ、勝間園、美ノ輪荘の改築にあたっては、それぞれの地域に必要とされるサービスが提供できるよう環境整備を行い、平成30年2月1日、社会福祉法人へ運営移管、同年4月1日に移転しました。現在は2施設の管理運営が行われています。

#### 「豊昇園」

新広域市町村圏計画の根幹事業として、北佐久郡御代田町旧伍賀小学校の跡地を利用し昭和57年度に建設、短期保護施設と併せて昭和58年4月1日に開所。

所在地	北佐久郡御代田町大字豊昇1800番地8	
開設年月日	昭和58年4月1日	
入所定員	特別養護老人ホーム	55名
	短期入所	3名
施設概要	敷地面積	7,102.91㎡
	建物面積	1,962.75㎡（鉄筋コンクリート平屋建）

#### 「塩名田苑」

新広域市町村圏計画の根幹事業として、旧北佐久郡浅科村旧中津小学校の跡地を利用し平成5年度に建設、短期保護施設と併せて平成6年4月1日に開所。

所在地	佐久市塩名田542番地1	
開設年月日	平成6年4月1日	
入所定員	特別養護老人ホーム	50名
	短期入所	8名
施設概要	敷地面積	5,945.00㎡
	建物面積	2,091.55㎡（鉄筋コンクリート平屋建）

## 現況と課題

介護保険制度がスタートして、20年が経過しました。この間、3年毎に制度改正や報酬改定が行われ、第8期介護保険事業計画策定（2021年度～2023年度）においては、2025年を目指した地域包括ケアシステムの構築に加え、現役世代が急減する2040年を見据えた介護サービス需要の増加と、その需要を支える福祉分野の人材不足が課題となっています。

こうした中、高齢者施設介護サービスの分野では、地域における高齢者介護の拠点として「日常的な医学管理を必要とする高齢者の受入れ」や「看取りケア等」の機能を兼ね備え、在宅生活の支援と中重度要介護を支える役割が求められています。

今後、認知症や精神疾患をはじめ、生活困窮等にかかる生活相談が必要な人も増加することが見込まれることから、これらに対応できる質の高い施設サービスを提供するために、関係機関と連携した取り組みが必要となります。

現在運営する2施設の開設年次は異なりますが、介護サービス事業全体としての効率的な運営を図る必要があります。加えて、施設老朽化により改築時期の検討が必要となる豊昇園は、将来の地域ニーズに対応できる施設規模・機能を検討する必要があります。

## 今後の方針

長年にわたり、社会進展に寄与してきた利用者への敬愛をもって、その人らしく自立した日常生活がおくれるよう適切なサービスを提供します。

## 施策の展開

- 1 利用者や身元引受人等の様々なニーズを適切に介護計画に反映させ、利用者満足度の高いサービスを提供します。
- 2 地域福祉の拠点としての役割から、関係機関との連携により、新しい生活様式を踏まえた地域住民との共存、支え合うことのできる体制づくりに努めます。
- 3 利用者個人の尊厳を守り、多様化する利用者の個別のニーズへの対応と災害や感染症等から施設全体を守る対応の両立により、適切なサービスが提供できるよう、関係機関と連携した職員研修会を実施し、職員の資質や介護技術等の向上を図ります。
- 4 介護職員等が、喀痰吸引などの医療的ケアを安全でかつ適切に提供できるよう、計画的に研修を実施します。
- 5 介護サービス事業者として健全なサービス提供を行うため、職員体制の安定を図り、介護保険制度等の動向を踏まえ、入所稼働率の高水準による収入確保と計画的な予算執行により、経営基盤の安定構築に努めます。
- 6 圏域の特別養護老人ホーム利用希望者の実態の把握に努め、介護保険事業計画・老人福祉計画による介護老人福祉施設等の整備について、関係市町村と実情に応じた施設整備の調整などを図ります。
- 7 改築にあたっては、これまで地域と施設が構築してきた関係を継続・発展できる方法の検討や将来的な介護サービス需要を見込みながら、介護保険事業計画と整合性を図り、地域ニーズに対応できるよう条件づくりや体制づくりに取り組みます。

## 7 生活保護法による救護施設の設置及び管理に関すること



### 経緯

生活保護法に基づく救護施設清和寮は、昭和 35 年 7 月 1 日に旧白田町外 9 ヶ町村救護施設組合立として定員 50 名で開所されました。その後、佐久地域広域行政事務組合が設置及び管理を継承し、昭和 56 年 4 月 1 日には、現在地へ移転新築により定員 70 名の施設として現在に至っています。また、長野県内に 7 施設ある救護施設のうち、東信地域には清和寮 1 か所のみの設置となっています。

社会福祉を取り巻く環境の変化から、自治体の果たす役割は直接的施設運営から地域で担えない分野へ特化していくことが必要となってきました。

こうした状況から平成 22 年 3 月、佐久広域連合が運営する社会福祉施設のあり方に関する提言を受けて定めた方針により、今後の運営主体は、福祉サービスの主たる担い手とされる社会福祉法人による運営が望ましいとされ、地域に必要なサービスが提供できるよう環境整備を検討することとされています。

#### 「清和寮」

所在地	佐久市北川 5 5 7 番地
開設年月日	昭和 5 6 年 4 月 1 日
入所定員	7 0 名（実員 7 7 名）
施設概要	敷地面積 9, 5 8 1. 1 7 m <sup>2</sup>
	建物面積 2, 4 7 3. 2 3 m <sup>2</sup> （鉄筋コンクリート平屋建）

### 現況と課題

救護施設は、生活保護法のもと、他法他施策優先の中、最後のセーフティネットとして、障がいの種類に関わらず、日常生活をおくることが困難な人たちが健康で安心して生活するため、一人ひとり必要なサービスが提供できる総合的な福祉施設としての機能を果たしています。

近年は、障がいの有無に関わらず、アルコール依存症・薬物依存症、矯正施設退所者、ホームレス状態にあった人、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者など、さまざまな生活上の課題を抱える方の利用が増加傾向にあり、社会のセーフティネットとしての役割を担っています。また、施設利用者の地域生活移行を図るため、平成 27 年度から取り組んでいる居宅生活訓練事業では、地域移行後における雇用等の社会資源の不足や、退所後の支援サービスの利用調整に困難を伴うといった課題があります。

福祉分野における人材不足の深刻な状況にある中で、施設老朽化による改築については将来の地域ニーズに対応できるよう総合的に検討する必要があります。

障がい別入所者数 (人)					
区 分	身 体	知 的	精 神	左記重複	※その他
平成 17 年	2	13	35	24	2 (0.5%)
令和 2 年	2	5	37	7	18 (26.1%)

※生活課題等理由

男女別入所者数 (人)			
区 分	男 性	女 性	合 計
平成 17 年	41 (54.0%)	35 (46.0%)	76
令和 2 年	53 (76.8%)	16 (23.2%)	69

生活課題を理由とする入所者数 (人)		
区 分	入所者数	うち生活課題を理由とする入所者
平成 27 年～令和元年	61	36 (59.0%)

居宅生活訓練事業による地域生活移行者数 (人)		
区 分	訓練者数	うち地域移行者数 (退所)
平成 27 年～令和元年	12	6 (50.0%)

※地域移行以外の者は、訓練終了により施設生活となります。

退所状況 (人)		
区 分	死亡・病院	退所・他施設
平成 27 年～令和元年	23 (37.7%)	38 (62.3%)

## 今後の方針

障がいの種類等を問わず支援を必要とする者がともに生活する場として、利用者を共に地域で暮らす住民として尊重し、一人ひとりその人らしく生活できるよう支援します。

救護施設居宅生活訓練事業により、円滑に地域生活へ移行し自立（定着）できるよう支援します。

あらゆる障がい者を幅広く、かつ緊急の相談支援にも対応するセーフティネットとして一時入所事業による緊急保護支援の機能強化を図ります。

利用者の地域や他種別施設等への移行を進めながら、循環型セーフティネット施設として機能を果たします。

## 施策の展開

- 1 一人ひとりの意向をもとに、生活課題に対応した個別支援計画を作成してサービスの提供をします。
- 2 制度の狭間のニーズや障がいの有無に関わらず、薬物依存症、ホームレス状態にあった人など、さまざまな生活課題を抱える者に対して支援する専門職員として、知識や支援技術の向上を図ります。
- 3 施設利用者が円滑に居宅生活に移行できるよう、施設において、施設外に訓練用住居を確保し、居宅生活に近い環境で体験的プログラムによる生活訓練を行います。
- 4 利用者が施設所在地域で暮らす住民の一人として施設行事を地域に開放し、ボランティアなど地域住民との交流機会を広げると共に、福祉教育等の実習協力を行うことで、施設の設備、専門職人材等を有する社会資源としての機能を高めます。
- 5 地域生活へ移行した利用者や地域の生活保護受給者の自立生活の継続困難に瀕した際の緊急一時入所による生活再建を支援します。
- 6 他法他施策による支援に移行する循環型施設として、福祉事務所や関係機関と連携しながら、利用者の地域や他種別施設等への移行促進を図ります。
- 7 改築の検討にあたっては、保護施設固有の支援ノウハウを施設整備に反映できるよう条件づくりや体制づくりに取り組みます。

## 8 病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること



### 経緯

年々増加する救急医療に対応するため、昭和 53 年度に制定された県の第 2 次救急医療体制整備のための病院群輪番制運営事業補助金交付要綱を受け、佐久地域では、昭和 54 年 4 月より、休日・夜間における入院治療を必要とする救急患者や重症患者の医療を確保するため、圏域 4 病院を指定して、実施してきました。

その後、平成 17 年度に国の税源移譲により国・県の補助金が廃止されたことから、広域連合の事業として、関係市町村の負担金により運営しています。

### 現況と課題

病院群輪番制病院運営費補助事業は、休日・夜間における入院治療を必要とする救急患者や重症患者に対応するために輪番制により救急医療体制を整えている病院に対して補助金を交付しているものです。

地域の救急医療体制は、休日・夜間に関わらず、病院群輪番制参加医療機関はもとより、広域圏内の多くの救急告示医療機関の協力により支えられており、令和 3 年 4 月からは輪番制指定病院を 4 病院から 10 病院とすることになりました。

今後も、実態に即した制度としていくために、事業の果たす役割、位置づけ、あり方等を含め、保健所、医療機関等の関係者とともに随時見直しをしていく必要があります。

年度	圏域内搬送	圏域外搬送	計
平成 27 年度	9,440	180	9,620
平成 28 年度	9,298	176	9,474
平成 29 年度	9,897	160	10,057
平成 30 年度	10,329	166	10,495
令和元年度	9,950	194	10,144

### 今後の方針

休日・夜間における入院治療を必要とする救急患者や重症患者の医療を確保するため、受け入れ体制の強化につながる支援体制を構築します。

### 施策の展開

- 1 病院群輪番制病院運営費補助事業補助金交付要綱に基づいた、適正な補助金の交付を行います。
- 2 地域の第二次救急医療体制が円滑に機能し、圏域住民が安心して救急医療を受けられるよう、医療機関との連携と支援を推進します。

## 9 介護認定審査会の設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



### 経緯

平成12年4月の介護保険制度開始に伴い、介護保険課を審査会事務局として介護認定審査の円滑な実施を図ってきました。その後、平成18年4月に福祉課として新たに体制整備を行い、審査会を適正に運営しています。

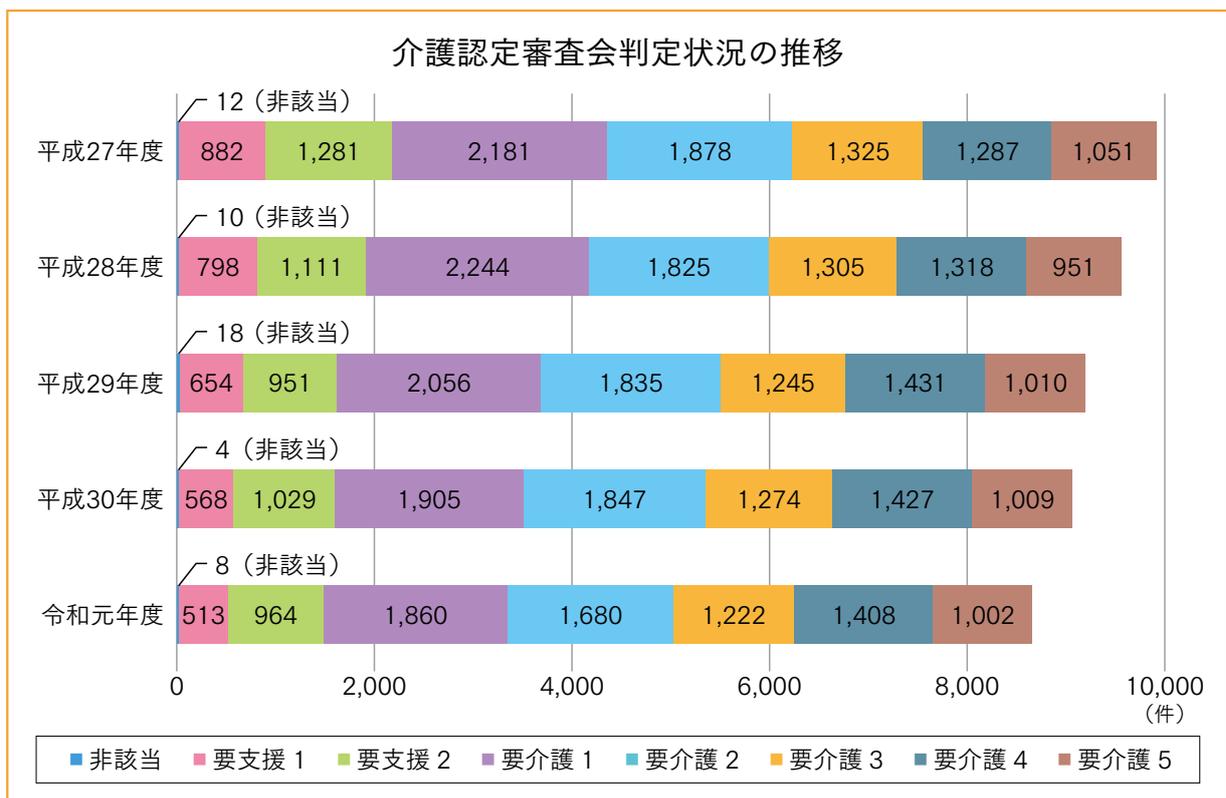
また、平成21年4月の制度改正では、調査項目や認定基準等の変更が行われました。

### 現況と課題

年々増加傾向にあった佐久地域の老年人口（65歳以上）は令和2年4月1日現在で65,606人、高齢化率は32.4%となっており、このうち9,787人が要支援・要介護の認定を受けています。

平成12年より運用が開始された介護保険制度では、関係市町村を保険者とし、広域連合が介護保険事務のうち介護認定審査会の運営を行い、保健・医療・福祉の専門分野から選出された75名の委員が15の合議体に編成され審査業務にあたっています。

今後、人口減少に伴い、高齢化率の上昇や介護保険制度を支える担い手の減少が見込まれる中、より一層、関係市町村と審査会委員等との連携を行い、介護認定の適正化を図りながら、審査会の円滑な運営と審査業務の負担軽減について検討する必要があります。



## 今後の方針

公平かつ公正な介護認定が迅速に行われるよう、介護保険制度の改正に伴う認定審査事務等の見直しについて、関係市町村と連携し円滑に実施することで、適正な審査会運営を継続的に行います。なお、認定審査会の簡素化については、国の示す要件により令和3年度から実施し、要介護認定に要する期間の短縮及び審査会の負担軽減に努めます。

## 施策の展開

- 1 認定調査が適正に行われるよう、厚生労働省主催の研修会を受講し、調査員研修会を実施します。
- 2 介護認定審査会が公平・公正に運営されるよう、正副合議体長会議及び審査委員研修会を実施します。
- 3 審査に必要な主治医意見書に係る主治医研修を、県と連携し実施します。
- 4 関係市町村と協議しながら要介護認定システムを有効活用し、効率的な事務処理に努めます。また、法改正に伴うシステム改修については、随時対応します。
- 5 介護認定業務について関係市町村と連携し、より一層の適正化に向け協議検討を行います。

## 10 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して、 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



### 経緯

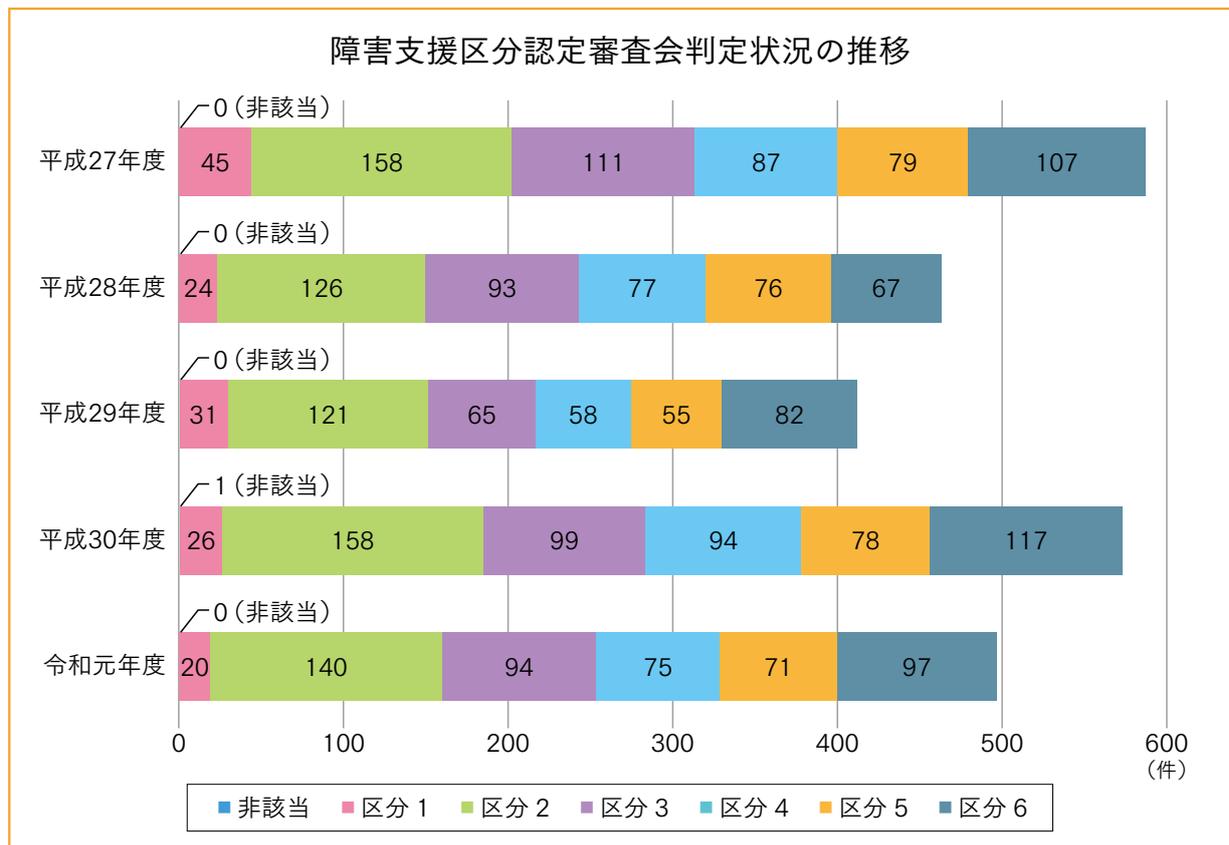
平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、広域圏で障害程度区分認定審査会を共同設置し、福祉課を事務局として、障害程度区分認定審査会の円滑な実施が図られてきました。

平成25年4月より障害者総合支援法に改正され、平成26年4月からは障がい者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」から、障がいの特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更し審査業務を行っています。

### 現況と課題

佐久地域の障害者手帳取得者数は令和2年4月1日現在で身体、知的、精神合わせて12,803人で、手帳取得率は6.25%となっており、このうち、1,930人が障害者総合支援法によるサービスを受けています。

障害支援区分認定審査会は、医療・障害保健福祉の専門分野から選出された10名の委員により2つの合議体を編成し審査にあたっています。当該事務においては、公平かつ公正な手続きが求められるため、関係市町村及び審査会委員と連携し制度が円滑に運営出来るよう更に検討する必要があります。



## 今後の方針

公平かつ公正な障害支援区分認定が迅速に行われるよう、障害者福祉制度の改正に伴う認定審査事務等の見直しについて、関係市町村と連携し円滑に実施することで、適正な審査会運営を継続的に行います。

## 施策の展開

- 1 適正な調査を実施するため県の研修会を受講し、関係市町村と連携して研修会及び担当者会議を実施します。
- 2 障害支援区分認定審査会の公平・公正な運営に努められるよう、審査委員研修を実施します。
- 3 障害支援区分認定支援システムの活用により関係市町村と連携し、事務処理の効率化を図ります。
- 4 障害支援区分認定業務について関係市町村と連携し、より一層の適正化に向け協議検討を行います。

# 11 成年後見支援センターの設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



## 経緯

成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等が、不動産や預貯金等の財産管理や、介護サービス等の契約手続きの法律行為に対し、本人の権利を保護し支援することを目的に、平成12年4月に民法改正により創設されました。

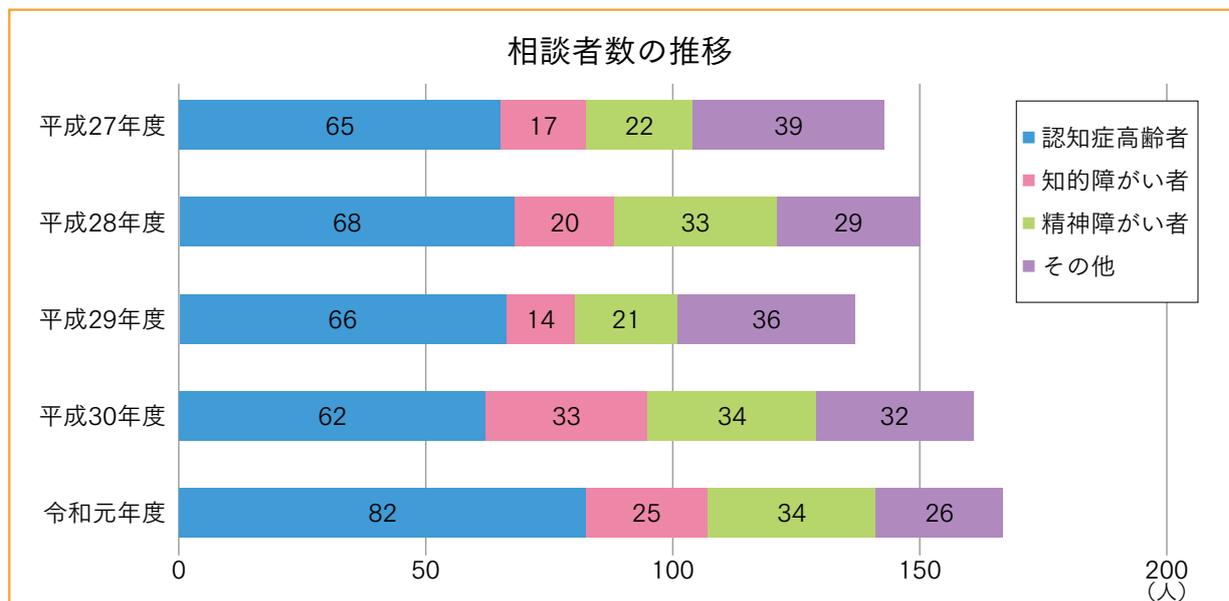
佐久圏域においては、平成21年度に佐久圏域障害者自立支援協議会「権利擁護・成年後見部会」からの提言を受け、「少子高齢化の進展により必要となる中核を担う推進機関としての成年後見支援センター設置」に向けた検討を行い、平成24年4月に「佐久広域連合成年後見支援センター」を開設しました。

平成28年度からは、機能強化を目的に相談支援から法人後見まで一貫した業務が可能となるよう、佐久市社会福祉協議会へ業務委託しています。なお、運営にあたっては「成年後見支援センター運営協議会」を設置し、公平・公正及び専門性の確保に努めています。

## 現況と課題

佐久圏域の相談支援体制は、住民の身近な第一次相談窓口を各市町村（地域包括支援センター等）、第二次相談窓口を佐久市社会福祉協議会「さく成年後見支援センター」として権利擁護及び成年後見に関して連携を図っています。

成年後見制度の利用者数は、少子高齢化・核家族化の進展に伴い年々増加傾向にありますが、佐久圏域においては、地域偏在による専門職等の後見人不足、後見報酬の費用負担、対象者が生活面で複合的な問題を抱えている等の理由から、制度の利用へ円滑につながらない事例が発生しています。



## 今後の方針

平成 28 年 5 月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、その中で国の示す「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）では、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことが掲げられ、市町村等に「中核機関」の設置が求められています。

佐久地域では、市町村、佐久市社会福祉協議会及び佐久広域連合が連携し、国の基本計画に基づく「中核機関」として機能するため、地域の支援ニーズ及び実情に合わせて段階的に体制整備を図ります。

## 施策の展開

- 1 専門性を有した社会福祉法人と連携強化し、技能・経験の蓄積による相談支援の基盤強化と法人後見の受任体制を整備します。
- 2 成年後見支援センター運営協議会等で地域課題やニーズの情報共有を図り、関係者による制度の利用促進に向けた協議を行います。

## 12 障害者相談支援センターの設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



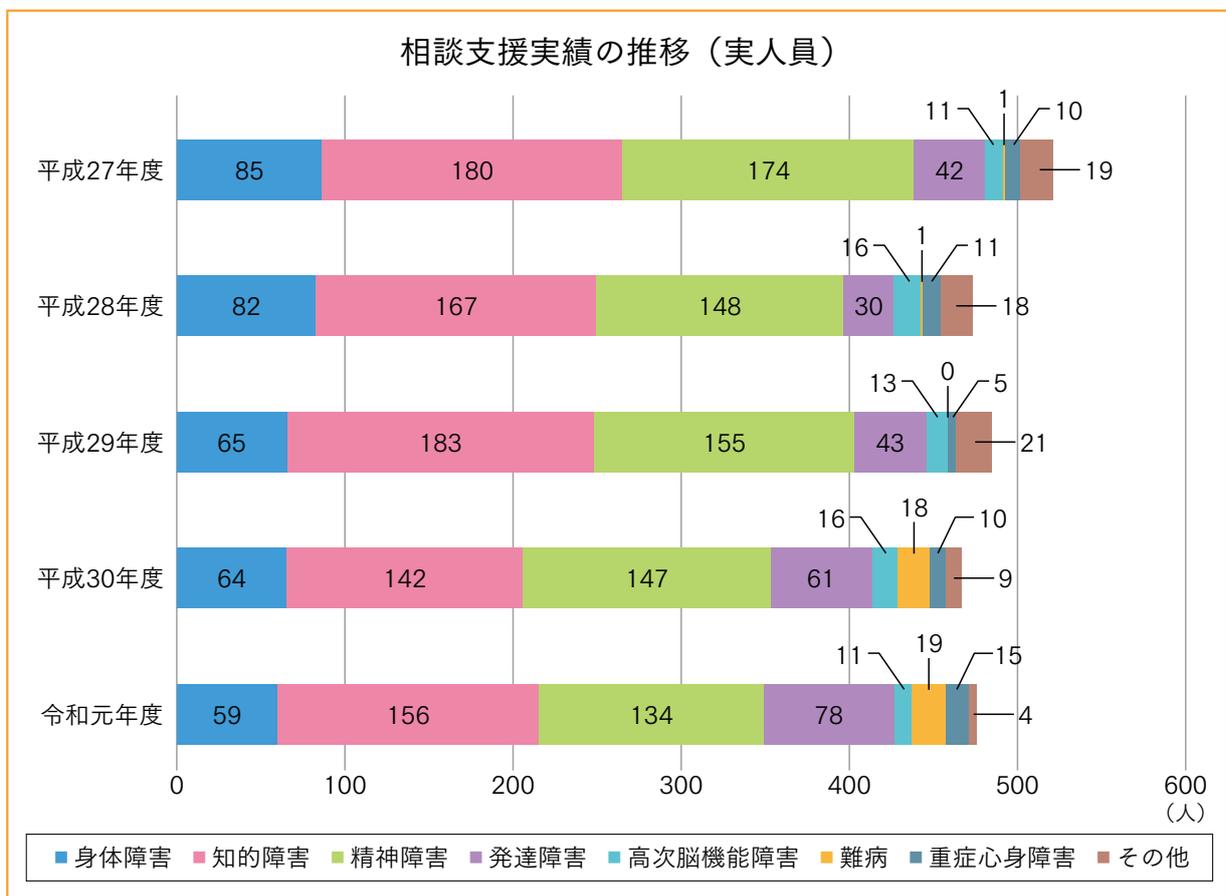
### 経緯

佐久圏域では、平成19年4月から11市町村の代表市町村として佐久市により「佐久障害者相談支援センター」が運営されてきました。その後、佐久広域連合への業務移管の要望を受け、平成24年4月から新たに「佐久広域連合障害者相談支援センター」として運営しています。平成30年4月からは、基幹相談支援センターとして困難ケースへの対応や地域の相談支援体制の強化に努めています。

### 現況と課題

障害者相談支援センターは、地域の中核的な相談支援を担う機関として、多様なニーズや社会情勢の変化等に対応するため、医療・保健・雇用・教育等の関連分野とのさらなる連携と相談支援従事者等の人員確保、質の向上等地域の相談支援体制の強化につながる取り組みが求められています。

また、地域の自立支援協議会の事務局として、地域課題の整理や障害福祉計画に沿った社会資源等の整備に向けて、関係市町村や関係機関と連携した柔軟な協議会運営が求められています。



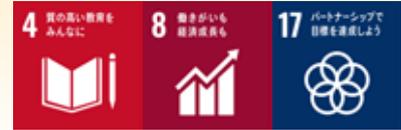
## 今後の方針

地域の中核的な相談機関として、関係機関と連携した包括的な相談支援体制の整備を図り、総合的かつ専門的な相談支援を実施します。また、研修会やグループスーパービジョン等を計画的に開催し、地域の相談支援従事者等の人材育成を実施します。

## 施策の展開

- 1 多様なニーズや社会情勢の変化等に対応するために、医療・保健・雇用・教育等の関係機関と連携した支援体制を整備するとともに、職員の人材育成及び専門職員の配置等センターの機能強化を図ります。
- 2 地域の相談支援従事者の人材育成と定着支援に向けて、研修会等の開催及びフォローアップ体制を整備して、地域の相談支援体制の強化を図ります。
- 3 自立支援協議会と連携して、地域の障がい者等がライフステージを通して、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備に努めます。
- 4 障がい者等について理解を深めるための研修会等を開催し、障がいの有無に関係なく、全ての人が住み良い平等な社会づくりを進めていきます。

## 13 関係市町村職員の人材育成に関すること



### 現況と課題

平成 13 年度に、関係市町村の担当課長による「人材育成専門部会」を設置し、関係市町村職員の資質向上を目指すことを目的として、各種研修会を開催しています。多様化する住民ニーズに対応できる行政職員としての知識、専門的能力の向上を図る一方で、メンタルヘルスについての知識と理解を深める必要があります。

関係市町村では、保健師・看護師等の医療系専門職や、保育士・介護職といった専門職の確保及び代替職員の補充に苦慮しており、その対策が喫緊の課題となっています。

市町村職員人材育成事業の実施状況

年 度	内 容	参加者数
平成 28 年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	① 24 人 ② 30 人
	職員基礎・地域課題研修 『これからの行政 ～これからの佐久地域～』	109 人
	時局講演会 『障がいもひとつの個性』	382 人
平成 29 年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	① 28 人 ② 27 人
	時局講演会 『戌の満水 ～その時、佐久では～』	850 人
平成 30 年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	① 27 人 ② 26 人
	時局講演会 『幸せな人生を送るために知っておきたい5つの法則』	440 人
令和元年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	① 22 人 ② 28 人
	時局講演会	※
令和 2 年度	メンタルヘルス研修 ①ラインケア編 ②セルフケア編	① 24 人 ② 24 人
	職員基礎・地域課題研修	※
	時局講演会	※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

## 今後の方針

関係市町村が独自に実施する各種研修との整合性を図りながら、広域連合で実施する方が効果的な内容をテーマとして研修を実施します。

専門職の確保については、関係市町村と連携しながら、情報収集・情報提供を行うための体制づくりや、人材バンクについて研究を行います。

## 施策の展開

- 1 関係市町村、長野県市町村職員研修センター等の研修体系を考慮しながら、多様化する住民ニーズに適応する職員を育成するための研修を実施します。
- 2 関係市町村での保育士・保健師等の専門的職種の安定的な確保に向けて、関係市町村内の人事交流含め、情報収集・情報提供を行うための体制づくりについて研究を行います。

## 14 広域的な観光振興に関すること



### 経緯

佐久地域の観光資源を各市町村単位ではなく、佐久地域全体を一つの観光圏と捉えることで、個々の素材の価値を高め、広域的な誘客体制の整備を図るとともに、首都圏や北陸地方など発地での観光キャンペーン等を実施するなど、関係市町村や観光関連事業者と一体となった各種観光振興事業をこれまで推進してきました。

広域連合が関係する主な観光団体等

名 称	構 成 団 体
佐久地域観光連携協議会	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、民間事業者、観光協会
佐久地域観光戦略会議	長野県、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、観光協会、商工団体他
信州まつもと空港利用促進協議会	長野県、県内全市町村他
東信州中山道連絡協議会	長野県、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、観光協会、商工団体
小海線沿線地域活性化協議会	長野県、山梨県、小海線沿線自治体、観光協会、商工団体他

### 現況と課題

佐久地域は、恵まれた気候風土と歴史に育まれた観光地で、冷涼な気候を生かしたスローライフに適した地域です。長野県の東の玄関口として首都圏からのアクセスが良く、太平洋側をつなぐ交通の大動脈となる中部横断自動車道の整備により、更なる発展の可能性が高まっています。

佐久地域の旅行者数は、年間で1,531万人が訪れていますが、夏季（7～9月）に集中し、軽井沢高原、白樺高原などの高原型観光地が約8割を占めています。中でも軽井沢高原は、長野県下第1位の観光地で、佐久地域における旅行者数の5割以上を占めています。近年は、外国人宿泊者数が増加傾向にあり、国籍別では、台湾・中国・香港・タイの順にアジアが8割を占めています。一方で、高速交通網の整備に伴う日帰り圏化などの要因により、日本人宿泊旅行者数が減少しているため、首都圏に近い優位性を生かした滞在型観光の促進を図りながら、移住・交流地域の形成を目指していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による、観光需要の変化に対応するとともに、地域資源の魅力を磨き上げ、世代・性別・季節などに応じて、SNSを活用した効果的な情報発信を行っていく必要があります。

(※長野県令和元年観光地利用者統計調査・平成30年外国人延宿泊者数調査)

## 今後の方針

高速交通網によるアクセスの優位性を生かしながら、軽井沢高原、白樺高原などのオフピークにおける観光資源の磨き上げを行い、年間を通じて交流人口の拡大を図ります。

地域内での周遊性を高めることで、旅行者の滞在時間の増加を図り、結果的には宿泊旅行者数の増加につながる周遊プランの提案を行います。

## 施策の展開

- 1 佐久地域の食や伝統文化、自然などの資源を有機的に結合させ、広域的に周遊・滞在してもらえるよう、地域の魅力向上に取り組みます。
- 2 旅行者のニーズを捉え、世代、性別等のターゲットに合わせた地域の魅力を、SNSを活用し、効果的に情報発信します。
- 3 首都圏を中心とした発地での、効果的な誘客宣伝活動を行います。
- 4 県と連携して外国人旅行者に対する受入れ体制や広域的な誘客促進に対する課題を整理しながら、外国人向け誘客促進に取り組みます。
- 5 佐久地域内の広域観光推進団体等との連携を図ります。
- 6 旅行者への佐久地域のイメージアップを図るため、分かりやすい案内標識などの景観形成に関する対策を検討します。
- 7 観光需要の変化に対応するため、関係市町村をはじめ、関係団体と連携し、効果的な観光振興に向けた調査研究を行います。

## 15 広域的な課題の調査研究に関すること



### 現況と課題

少子高齢化の進行や市町村の厳しい行財政運営の中で、効率的な行政運営が一層求められており、また、地方分権型社会の実現に向け、市町村では自らの判断と責任において、地域づくりを進めていくとともに、従来の市町村の枠を越えた取り組みも重要となっています。

このような中、めまぐるしく変わる社会経済情勢において、関係市町村の特性を生かしながら、佐久地域が一体的に発展をしていくため、新たに生じる課題に柔軟かつ迅速に対応していく必要があります。

### 今後の方針

広域連合は、広域的に対応すべき新たな課題や、地域に潜在する広域的課題について、効率的・効果的な対処方法の調査研究をするため、関係市町村間の連絡調整を行うとともに、関係市町村は、調査研究に対し協力をするものとしていきます。

### 施策の展開

#### 1 規約に定められた次の事項を調査研究します。

##### ア 地方分権に関すること

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により地方公共団体を取り巻く環境が大きく変わり、今後さらに地方分権改革が進むことが予想されます。分権型社会に向けて、行政基盤としての広域連合制度から、佐久地域に合った特色ある行政を行うことができるよう調査研究を行います。

##### イ 広域的な地域情報化の推進に関すること

平成14年度に「地域情報化専門部会」が設置され、以後、関係市町村内の様々な情報交換・調査研究の場として活動をしてきました。

少子高齢化による人口構造の変化が進行する中、行政サービスの水準を維持していくために、ICT（情報通信技術）を活用した行政事務の効率化が求められています。自治体の抱える様々な課題に対応するため、圏域における情報化について調査研究を行います。

##### ウ 広域的な保健福祉の推進に関すること

高齢者福祉においては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるような地域づくりを、また、障害者福祉においては、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを目指しています。

今後、人口減少に伴う保健福祉行政や事業の担い手の減少が予想されており、広域的な保健福祉には、保健・医療・福祉の連携をより発展させ、限られた資源を効率的に活用することが求められていることから、要介護・障害支援区分の認定に係る事務手続きの共同処理をはじめ、圏域における保健福祉の推進について調査研究を行います。

エ 広域的なごみ処理の推進に関すること

圏域における安定的かつ効率的なごみ処理体制の推進及び循環型社会の形成に向けて、最終処分場の確保やリサイクルをはじめとした環境保全対策などの課題について調査研究を行います。

オ 広域的な野生鳥獣被害対策に関すること

近年、野生鳥獣の被害は増加傾向にあり、市町村境を越えて発生しています。このような状況から、広域的な野生鳥獣被害対策が必要となっており、市町村をはじめ関係機関の円滑な連携を研究します。

2 新たな広域的課題に対して、調査研究を行います。

## 16 広域計画の期間及び改定に関すること

### 趣 旨

広域計画は、広域連合が処理する事務について、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき、広域連合議会の議決を経て「広域計画」を策定することとされています。

広域計画は、広域連合が広域的な行政需要に適切に対応し、総合的かつ計画的に施策を実施していくことを目的としており、広域連合制度の骨格をなすものであり、内容としては社会経済情勢、住民の行政需要、国の政策等に沿ったものとする必要があります。

### 計 画

この広域計画の計画期間は、原則として、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、5 年を単位に、計画期間満了前に見直しを行うものとします。

ただし、社会経済情勢による状況の急激な変化や事務の追加等、変更の必要が生じた場合は、議会の議決を経て改定することとします。



# 資料編

1	佐久広域連合規約	34
2	佐久広域連合広域計画策定委員会設置要綱	40
3	佐久広域連合広域計画策定委員会委員名簿	41
4	佐久広域連合広域計画策定経過	41
5	佐久地域の人口ビジョン	42
6	佐久広域連合が処理する事務の概要	44



# 1 佐久広域連合規約

平成 12 年 1 月 25 日

長野県指令 11 地第 1062 号

改正

平成 12 年 4 月 1 日届出  
平成 12 年 10 月 1 日届出  
平成 16 年 1 月 19 日許可  
平成 17 年 2 月 25 日許可  
平成 18 年 3 月 30 日許可  
平成 19 年 3 月 28 日許可  
平成 23 年 3 月 31 日許可  
平成 23 年 10 月 3 日許可  
平成 26 年 3 月 31 日許可  
平成 30 年 1 月 31 日許可  
令和 3 年 3 月 31 日許可

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、佐久広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町及び立科町（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 佐久地域の広域行政の推進に関する事務
- (2) 佐久地域の振興整備に関連した事業の実施に関する事務
- (3) 火葬場施設の設置及び管理に関する事務
- (4) 消防施設の設置及び管理に関する事務
- (5) 視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務
- (6) 特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関する事務
- (7) 生活保護法による救護施設の設置及び管理に関する事務
- (8) 病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務
- (9) 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
- (10) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務
- (11) 成年後見支援センターの設置及び運営に関する事務
- (12) 障害者相談支援センターの設置及び運営に関する事務
- (13) 関係市町村職員の人材育成に関する事務
- (14) 広域的な観光振興に関する事務
- (15) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年長野県条例第 46 号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務

ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事。

イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事。

(16) 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務

ア 地方分権に関する事。

イ 広域的な地域情報化の推進に関する事。

ウ 広域的な保健福祉の推進に関する事。

エ 広域的なごみ処理の推進に関する事。

オ 広域的な野生鳥獣被害対策に関する事。

カ その他広域にわたる重要な課題で第 11 条に規定する広域連合長が別に定める事項に関する事。

(広域計画の項目)

第 5 条 広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。

(1) 佐久地域の広域行政の推進に関する事。

(2) 佐久地域の振興整備に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。

(3) 火葬場施設の設置及び管理に関する事。

(4) 消防施設の設置及び管理に関する事。

(5) 視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事。

(6) 特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関する事。

(7) 生活保護法による救護施設の設置及び管理に関する事。

(8) 病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事。

(9) 介護認定審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。

(10) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。

(11) 成年後見支援センターの設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。

(12) 障害者相談支援センターの設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。

(13) 関係市町村職員の人材育成に関する事。

(14) 広域的な観光振興に関する事。

(15) 次に掲げる事項についての調査研究に関する事。

ア 地方分権に関する事。

イ 広域的な地域情報化の推進に関する事。

ウ 広域的な保健福祉の推進に関する事。

エ 広域的なごみ処理の推進に関する事。

オ 広域的な野生鳥獣被害対策に関する事。

カ その他広域にわたる重要な課題で、第 11 条に規定する広域連合長が別に定める事項に関する事。

(16) 広域計画の期間及び改定に関する事。

(事務所の位置)

第 6 条 広域連合の事務所は、長野県佐久市取出町 183 番地に置く。

(議会の組織)

第 7 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、22 人とする。

(議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 小諸市 3人
- (2) 佐久市 6人
- (3) 小海町 1人
- (4) 川上村 1人
- (5) 南牧村 1人
- (6) 南相木村 1人
- (7) 北相木村 1人
- (8) 佐久穂町 2人
- (9) 軽井沢町 2人
- (10) 御代田町 2人
- (11) 立科町 2人

3 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

（議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

（議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（執行機関の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長10人及び会計管理者1人を置く。

（執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町村の長をもって充てる。

4 会計管理者は、広域連合長が任命する。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

（執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、広域連合長及び副広域連合長の属する市町村の長としての任期による。

（補助職員）

第14条 第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本条において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。

（公平委員会）

第17条 広域連合に公平委員会を置く。

2 公平委員会は、3人の公平委員をもってこれを組織する。

3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。

4 公平委員の任期は、4年とする。

（経費の支弁の方法）

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

（1） 関係市町村の負担金

（2） 財産収入

（3） 事業収入

（4） 国及び県の支出金

（5） 地方債

（6） その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表の当該欄に掲げるとおりとする。

（補則）

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した佐久地域広域行政事務組合の解散時の組合長が、佐久広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

また、収入役においても同様とする。

附 則（平成12年4月1日届出）

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月1日届出）

この規約は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成16年1月19日許可）

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月25日許可）

この規約は、第1条の規定については平成17年3月20日から、第2条の規定については同年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日許可）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日許可）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日許可）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 3 日許可）

この規約は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日許可）

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 31 日許可）

この規約は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日許可）

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 18 条関係）

処 理 事 務	負 担 割 合	
1 佐久地域の広域行政の推進に関する事務	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%
2 佐久地域の振興整備に関連した事業の実施に関する事務	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%
3 火葬場施設の設置及び管理に関する事務	公 債 費	人口割 100%
	管理運営費	均等割 20%、人口割 80%
4 消防施設の設置及び管理に関する事務	消 防 本 部 運 営 費 公 債 費	前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 100%
	消 防 署 運 営 費 公 債 費	配置職員数割 90%、車両割 5%、前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 5%
5 視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務	管理運営費	均等割 20%、人口割 80%
6 特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関する事務	公 債 費	人口割 100%
7 生活保護法による救護施設の設置及び管理に関する事務	公 債 費	人口割 100%
8 病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%
9 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%
10 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%
11 成年後見支援センターの設置及び運営に関する事務	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%
12 障害者相談支援センターの設置及び運営に関する事務	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%

13 関係市町村職員の人材育成に関する事務	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%
14 広域的な観光振興に関する事務	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%
15 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年長野県条例第 46 号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。 イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。	運 営 費	前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 100%
16 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務 ア 地方分権に関すること。 イ 広域的な地域情報化の推進に関すること。 ウ 広域的な保健福祉の推進に関すること。 エ 広域的なごみ処理の推進に関すること。 オ 広域的な野生鳥獣被害対策に関すること。 カ その他広域にわたる重要な課題で、第 11 条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること。	運 営 費	均等割 20%、人口割 80%

## 備考

- 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年の前年の 10 月 1 日現在における住民基本台帳に記載されている人口による。
- 議会費については、均等割 20%、人口割 80%とする。
- 介護認定審査会の設置及び運営に要する経費についての人口割は、40 歳以上の人口とする。
- 消防庁舎の建設等に伴う経費については、当該の管轄区域市町村において負担する。
- 消防救急無線デジタル化整備については、前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 85%、各消防署の無線機台数割 15%とする。

## 2 佐久広域連合広域計画策定委員会設置要綱

### 佐久広域連合広域計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 佐久広域連合規約（平成12年1月25日長野県指令11地第1062号）第5条に規定する広域計画を策定するため、佐久広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に関する調査及び提言を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか広域連合長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

2 委員に事故あるとき又は欠けたときは、広域連合長は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、当該委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和2年2月26日告示第1号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 3 佐久広域連合広域計画策定委員会 委員名簿

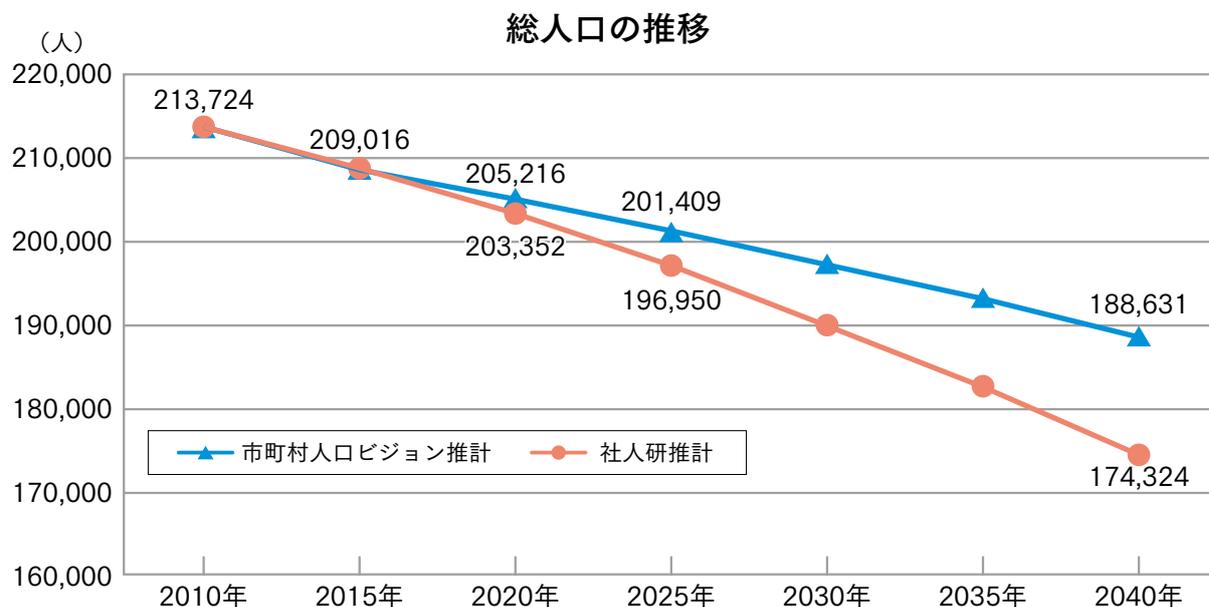
(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属・役職等
委員長	浅沼 博	佐久浅間農業協同組合 組合長
副委員長	堀内 ふき	学校法人佐久学園 佐久大学 学長
委員	吉沢 久	佐久地域振興局 局長
	山岸 秋夫	佐久保健福祉事務所 副所長
	花岡 隆	一般社団法人 こもろ観光局 理事長
	細谷 信治	社会福祉法人 小諸市社会福祉協議会 会長
	岡田 稔	一般社団法人 佐久医師会 会長
	小池 竜昇	公益社団法人 佐久青年会議所 理事長
	小池 和利	元小海町 副町長
	吉澤 正久	一般社団法人 川上村農業国際交流協会 専務理事
	黒岩 誠	南牧村行政相談委員
	中島 栄	前南相木村 教育長
	峰尾 勝己	北相木村議会 副議長
	岩崎 行子	さわやか佐久穂町ネットワーク 会長
	櫻井 朝教	軽井沢町民生福祉委員協議会 会長
	大日方 幸雄	軽井沢町消防委員会 会長
	柳澤 忠良	元御代田町職員
	宮下 芳昭	前立科町農業委員会 会長
竹内 達朗	公募委員	
榎原 保志	公募委員	

### 4 佐久広域連合広域計画策定経過

実施時期	委員会等	内容	
令和2年	5月12日	第1回市町村幹事会	策定方針・体制・スケジュールの協議
	7月27日	第1回策定委員会	委員委嘱、今後の進め方
	8月6日	第2回市町村幹事会	現広域計画の評価、策定体制の報告
	8月20日	現地視察	策定委員による広域連合施設の視察
	9月2日	第2回策定委員会	現広域計画の事業評価
	10月29日	第3回市町村幹事会	広域計画素案の協議・検討
	11月5日	第3回策定委員会	広域計画素案の協議・検討
	11月9日	正副連合長会議	広域計画素案の報告・承認
	11月9日	住民意見募集	広域計画素案についてホームページで公表 意見募集（11月30日まで）
	12月18日	第4回策定委員会	提言案の協議・検討・決定
令和3年	1月12日	広域連合長へ提言	広域計画案について提言（正副策定委員長）
	2月4日	第4回市町村幹事会	提言の報告、広域計画案の協議
	2月17日	正副連合長会議	広域計画案の報告・協議・決定
	3月29日	広域連合議会全員協議会	広域計画案の説明
	3月29日	広域連合議会	広域計画の審議・議決

## 5 佐久地域の人口ビジョン



市町村人口ビジョン推計

(人)

市町村	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
小諸市	43,997	42,512	40,695	38,985	37,219	35,476	33,705
佐久市	100,552	99,368	98,334	97,218	96,126	95,046	93,637
小海町	5,180	4,713	4,307	3,956	3,636	3,340	3,047
川上村	4,972	4,607	3,831	3,691	3,568	3,456	3,349
南牧村	3,528	3,408	2,938	2,795	2,659	2,535	2,403
南相木村	1,121	1,005	1,008	939	886	844	806
北相木村	842	774	711	664	628	600	575
佐久穂町	12,069	11,186	10,629	10,054	9,522	9,012	8,520
軽井沢町	19,018	18,994	20,272	20,619	20,724	20,573	20,209
御代田町	14,738	15,184	15,345	15,630	15,871	16,120	16,301
立科町	7,707	7,265	7,146	6,858	6,592	6,334	6,079
計	213,724	209,016	205,216	201,409	197,431	193,336	188,631

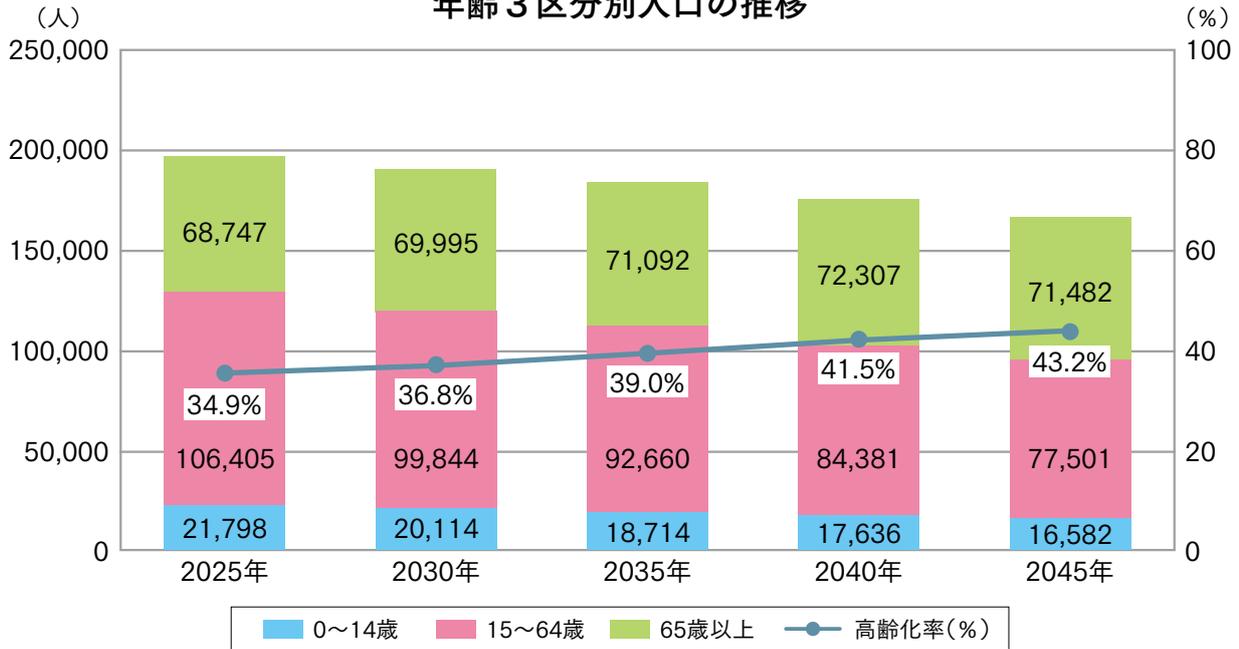
社人研推計

(人)

市町村	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
小諸市	43,997	42,512	40,850	38,986	36,987	34,881	32,624
佐久市	100,552	99,368	97,632	95,542	93,173	90,540	87,538
小海町	5,180	4,713	4,254	3,820	3,422	3,051	2,703
川上村	4,972	4,607	4,625	4,545	4,316	4,029	3,812
南牧村	3,528	3,408	3,184	2,945	2,724	2,529	2,328
南相木村	1,121	1,005	890	788	704	631	570
北相木村	842	774	662	570	502	445	392
佐久穂町	12,069	11,186	10,281	9,431	8,606	7,792	6,993
軽井沢町	19,018	18,994	18,750	18,403	17,975	17,484	16,903
御代田町	14,738	15,184	15,421	15,567	15,606	15,563	15,381
立科町	7,707	7,265	6,803	6,353	5,938	5,521	5,080
計	213,724	209,016	203,352	196,950	189,953	182,466	174,324

国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口（H30.3.30公表資料）

## 年齢3区分別人口の推移



## 年齢3区分別人口

(人)

市町村	2025年			2030年			2035年		
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
小諸市	4,341	20,734	13,911	3,927	19,121	13,939	3,561	17,428	13,892
佐久市	11,273	51,885	32,384	10,575	49,399	33,199	9,981	46,601	33,958
小海町	294	1,801	1,725	246	1,542	1,634	210	1,290	1,551
川上村	390	2,968	1,187	341	2,787	1,188	299	2,566	1,164
南牧村	261	1,669	1,015	222	1,466	1,036	191	1,327	1,011
南相木村	70	381	337	56	333	315	46	296	289
北相木村	45	267	258	37	220	245	34	176	235
佐久穂町	891	4,517	4,023	765	3,919	3,922	661	3,392	3,739
軽井沢町	1,818	9,950	6,635	1,658	9,330	6,987	1,546	8,505	7,433
御代田町	1,822	8,948	4,797	1,757	8,763	5,086	1,710	8,429	5,424
立科町	593	3,285	2,475	530	2,964	2,444	475	2,650	2,396
計	21,798	106,405	68,747	20,114	99,844	69,995	18,714	92,660	71,092

市町村	2040年			2045年		
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
小諸市	3,263	15,397	13,964	2,986	13,584	13,756
佐久市	9,520	43,030	34,988	9,043	39,983	35,064
小海町	178	1,103	1,422	149	932	1,285
川上村	267	2,420	1,125	232	2,301	1,048
南牧村	163	1,184	981	139	1,058	925
南相木村	42	251	277	37	209	263
北相木村	29	155	208	25	138	182
佐久穂町	573	2,899	3,521	494	2,481	3,224
軽井沢町	1,489	7,652	7,762	1,444	7,140	7,702
御代田町	1,678	7,955	5,748	1,639	7,560	5,895
立科町	434	2,335	2,311	394	2,115	2,138
計	17,636	84,381	72,307	16,582	77,501	71,482

国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口 (H30.3.30 公表資料)

## 6 佐久広域連合が処理する事務の概要

### (1) 火葬場施設等利用状況

火葬場利用件数

(件)

市町村	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小 諸 市	518	566	588	563	566
佐 久 市	1,136	1,347	1,350	1,387	1,361
小 海 町	91	63	79	87	75
川 上 村	46	39	48	58	58
南 牧 村	42	38	38	44	41
南 相 木 村	24	14	21	15	23
北 相 木 村	13	18	24	17	18
佐 久 穂 町	183	191	164	166	197
軽 井 沢 町	176	226	202	228	193
御 代 田 町	128	182	179	186	161
立 科 町	92	87	107	114	105
その他(圏域外)	82	83	86	79	91
計	2,531	2,854	2,886	2,944	2,889

※ H27年度は「高峯苑(小諸市)」「豊里苑(小海町)」の利用状況の合計(一般火葬のみ)

※ H28年度以降は新斎場「佐久平斎場(佐久市)」の利用状況(一般火葬・ペット火葬・霊安室等)

霊柩車利用件数

(件)

市町村	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小 諸 市	504	491	496	481	501
佐 久 市	1,118	1,204	1,169	1,205	1,206
小 海 町	90	61	78	85	72
川 上 村	45	36	46	57	58
南 牧 村	42	38	37	41	41
南 相 木 村	23	14	20	15	23
北 相 木 村	13	18	24	16	17
佐 久 穂 町	181	185	153	158	192
軽 井 沢 町	172	203	181	202	181
御 代 田 町	128	153	149	164	143
立 科 町	90	80	101	105	97
計	2,406	2,483	2,454	2,529	2,531

## (2) 福祉施設利用者状況（各年4月1日現在）

## 特別養護老人ホーム「豊昇園」利用者数

(人)

市町村	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小 諸 市	5	4	4	4	3
佐 久 市	21	19	16	18	17
小 海 町					
川 上 村					
南 牧 村					
南 相 木 村	1	1	1		1
北 相 木 村	1	1	1	1	1
佐 久 穂 町	4	4	3	3	7
軽 井 沢 町	3	3	2	2	3
御 代 田 町	14	16	16	17	16
立 科 町	1	1	1	1	1
その他（圏域外）					
計	50	49	44	46	49

## 特別養護老人ホーム「塩名田苑」利用者数

(人)

市町村	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小 諸 市	4	3	3	1	1
佐 久 市	43	43	42	44	42
小 海 町	1	1	1	1	1
川 上 村					
南 牧 村					
南 相 木 村					
北 相 木 村	1	1			
佐 久 穂 町		1	1	1	2
軽 井 沢 町					
御 代 田 町	1	1	1		
立 科 町			1	1	2
その他（圏域外）					
計	50	50	49	48	48

## 救護施設「清和寮」利用者数

(人)

市町村	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小 諸 市	8	9	6	6	7
佐 久 市	36	32	34	30	27
小 海 町	2	2	2	2	2
川 上 村	2	1	1	1	1
南 牧 村					
南 相 木 村	1	1	1	1	
北 相 木 村					
佐 久 穂 町	5	5	4	3	3
軽 井 沢 町	3	6	6	4	4
御 代 田 町	1	1	1	1	1
立 科 町					
その他（圏域外）	12	14	17	15	22
計	70	71	72	63	67

## (3) 介護認定審査会審査状況

介護認定審査会審査件数

(件)

市町村	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小 諸 市	1,981	1,857	1,832	1,627	1,664
佐 久 市	4,749	4,534	4,248	4,464	4,070
小 海 町	292	305	287	266	272
川 上 村	215	229	216	227	183
南 牧 村	181	176	166	152	156
南 相 木 村	90	84	85	83	87
北 相 木 村	87	73	73	68	66
佐 久 穂 町	698	677	700	646	640
軽 井 沢 町	719	727	705	669	678
御 代 田 町	433	436	453	444	439
立 科 町	452	464	435	417	402
計	9,897	9,562	9,200	9,063	8,657

## (4) 障害支援区分認定審査会審査状況

障害支援区分認定審査会審査件数

(件)

市町村	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小 諸 市	139	94	85	129	101
佐 久 市	284	235	204	271	248
小 海 町	18	16	16	21	20
川 上 村	5	13	9	5	12
南 牧 村	9	4	5	7	5
南 相 木 村		6	5		4
北 相 木 村	6	4	1	6	2
佐 久 穂 町	42	27	33	44	33
軽 井 沢 町	42	38	16	42	33
御 代 田 町	28	13	15	29	22
立 科 町	14	13	23	19	17
計	587	463	412	573	497

## (5) 成年後見支援センター利用状況

成年後見支援センター相談支援・法人後見受任件数

(件)

市町村	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
	相談支援	法人後見	相談支援	法人後見	相談支援	法人後見	相談支援	法人後見	相談支援	法人後見
小 諸 市	19	-	25	1	13	3	27	4	16	4
佐 久 市	86	-	67	4	60	3	72	6	86	5
小 海 町	2	-	6		3		9	1	4	1
川 上 村	2	-	2		5	1		1	9	1
南 牧 村	2	-		1	1	1	3	1		1
南 相 木 村	1	-					2		2	
北 相 木 村	3	-	3		1		1			
佐 久 穂 町	19	-	11		16		10		21	
軽 井 沢 町	5	-	3		15	1	20	2	12	1
御 代 田 町	3	-	6		5	1	5		1	4
立 科 町		-	5		10		5		9	
その他(圏域外)	1	-	22		8		7		7	
計	143	-	150	6	137	10	161	15	167	17

## (6) 障害者相談支援センター利用状況

障害者相談支援センター相談者数

(人)

市町村	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
小 諸 市	77	88	82	68	51
佐 久 市	309	274	293	291	308
小 海 町	19	13	10	12	12
川 上 村	8	12	9	7	12
南 牧 村	6	4	6	6	9
南 相 木 村	6	3	2	2	1
北 相 木 村	4	3	3	1	3
佐 久 穂 町	19	19	16	12	17
軽 井 沢 町	22	19	20	22	18
御 代 田 町	30	21	24	23	20
立 科 町	14	9	11	9	11
その他(圏域外)	8	8	9	14	14
計	522	473	485	467	476

## (7) 火災・救急等の出動状況

## 火災の発生件数等の状況

内 訳 署 別 管轄区域		出火件数（件）					損害額（千円）					死傷者数（人）									
		H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 元 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 元 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度					
		死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者				
小諸消防署	小諸市	18	18	28	27	25	35,024	15,527	4,043	66,695	127,112	2	1	2	2	1	3	1	4		
佐久消防署	佐久市 (旧佐久市)	31	28	29	30	34	93,746	15,997	21,141	35,746	65,367	6	1		2	2	2	2	9		
軽井沢消防署	軽井沢町	8	15	14	15	11	23,640	41,499	5,198	25,638	22,142	1	1	1	3	2	1	1	1		
北部消防署	佐久市 (旧臼田町)	9	8	9	4	6	9,954	487	17,403	491	11,080	1			1	1					
	佐久穂町	2	8	8	8	11	8,861	24,293	16,551	28,011	81,667		1						1		
	小計	11	16	17	12	17	18,815	24,780	33,954	28,502	92,747	1	1	1	1	1			1		
川西消防署	佐久市 (旧望月町) (旧浅科村)	8	22	18	17	13	4,362	26,099	23,696	2,192	1,650			3	1	3	1				
	立科町	4	7	9	6	7	3,915	170	3,587	1,087	9,041			1	2	1	1	1			
	小計	12	29	27	23	20	8,277	26,269	27,283	3,279	10,691			4	1	5	2	1			
南部消防署	小海町		4	6	8			1,674	13,690	11,057						1					
	川上村	3	2	2	1	1	3,180	822		80			1								
	南牧村	7	5	3	3	1	2,886	558	215	513	3	2		1							
	南相木村			1		1				79											
	北相木村			1	1																
	小計	10	11	13	13	3	6,066	3,054	13,984	11,650	3	2	1	1	1	1					
御代田消防署	御代田町	8	9	11	9	10	3,303	409	12,304	721	41,178	1	1	1	1	2	2	3	3		
合計		98	126	139	129	120	188,871	127,535	117,907	172,231	359,240	4	10	6	10	9	11	2	9	4	18

## 事故種別救急出動件数

(件)

年度	種別 署別	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
H27年度	小諸消防署				120	12	10	288	12	14	1,131	148	1,735
	佐久消防署	3	1	2	246	22	22	449	11	18	1,828	254	2,856
	軽井沢消防署			1	122	17	10	326	2	10	823	184	1,495
	北部消防署	1			64	3	3	147	4	5	590	403	1,220
	川西消防署	1		1	82	13	8	223	3	11	785	98	1,225
	南部消防署	2			56	11	3	159	2	5	437	252	927
	御代田消防署	4			60	4	3	111	4	8	415	45	654
	計	11	1	4	750	82	59	1,703	38	71	6,009	1,384	10,112
H28年度	小諸消防署	6			140	22	6	304	9	17	1,136	144	1,784
	佐久消防署	3			214	29	22	415	13	26	1,957	230	2,909
	軽井沢消防署			1	92	13	21	307	2	7	893	121	1,457
	北部消防署	2			51	4	5	171	1	5	678	421	1,338
	川西消防署	1			76	10	9	258	5	2	803	81	1,245
	南部消防署	2			55	7	8	161	1	4	415	206	859
	御代田消防署	3			65	3	3	96	2	2	415	49	638
	計	17		1	693	88	74	1,712	33	63	6,297	1,252	10,230
H29年度	小諸消防署	4			129	9	8	287	7	16	1,285	181	1,926
	佐久消防署	3			226	35	24	450	10	22	1,921	215	2,906
	軽井沢消防署	1		1	115	18	8	353	3	9	874	90	1,472
	北部消防署	2		1	45	6	2	190	2	11	669	404	1,332
	川西消防署	2		1	68	6	4	256	2	8	843	86	1,276
	南部消防署	2			37	5	6	160	1	8	455	269	943
	御代田消防署	1			64	7	4	119	3	11	411	68	688
	計	15		3	684	86	56	1,815	28	85	6,458	1,313	10,543
H30年度	小諸消防署	3			117	14	13	297	3	16	1,353	209	2,025
	佐久消防署	2		1	224	20	11	516	7	15	1,970	288	3,054
	軽井沢消防署	1			123	9	4	382	3	6	940	111	1,579
	北部消防署	2			37	6		163	3	4	683	364	1,262
	川西消防署	1			72	7	3	262	1	8	871	56	1,281
	南部消防署	1			54	10	7	174	1	1	463	263	974
	御代田消防署	1			50	2	2	103	4	9	430	62	663
	計	11		1	677	68	40	1,897	22	59	6,710	1,353	10,838
R元年度	小諸消防署	4	1		97	23	12	307	8	27	1,234	173	1,886
	佐久消防署	5	2	3	159	24	18	470	11	17	2,025	276	3,010
	軽井沢消防署				106	19	6	371	4	12	982	129	1,629
	北部消防署	3	1	1	54	6		193	1	5	751	330	1,345
	川西消防署	1		2	65	9	3	244	4	5	781	62	1,176
	南部消防署	3	1		39	12	11	145	1	3	401	262	878
	御代田消防署	5			56	4	4	127	1	2	441	42	682
	計	21	5	6	576	97	54	1,857	30	71	6,615	1,274	10,606



---

小諸市・佐久市・小海町・川上村・南牧村・南相木村  
北相木村・佐久穂町・軽井沢町・御代田町・立科町

## 佐久広域連合 広域計画

令和3年〔2021年〕3月発行

---

発行／佐久広域連合 事務局庶務課  
〒385-0043 長野県佐久市取出町183番地

TEL：(0267) 62-7721

FAX：(0267) 62-7727

URL：http://www.areasaku.or.jp

E-mail：sakukouiki@areasaku.or.jp